令和 7 年度版

船員保険のご案内

船員保険給付や健診、健康づくり事業など、加入者の皆さまへ提供している公的医療保険サービスをお知らせするものです。

もくじ

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ・・P1
無線医療助言事業・保養事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・P2
船員の健康づくり宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
健康づくりサポーター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
生活習慣病予防健診 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
船員手帳健康証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
特定保健指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
退職後の健康保険の加入について ・・・・・・・・・・・・・P8
船員保険の各種給付金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9-10
各種お問い合わせ・申請書送付先 ・・・・・・・・・・・・・P11

全国健康保険協会
船員保険
〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階 TEL：03-6862-3060（土日祝・年末年始除く8:30～17:15）

マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しました

令和6年12月2日より、従来の保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。
医療機関等を受診する際には、以下のいずれかを提示することで、
これまでどおり保険診療を受けられます。

船員保険イメージキャラクター：かもめっせ

医療機関等の受診方法

1.マイナ保険証

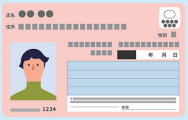

- 医療機関等にあるカードリーダーにかざして使用します。
- 電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることができます。
- マイナ保険証で資格確認ができなかった場合には以下を提示してください。

マイナ保険証＋マイナポータル画面(PDF含む) もしくは マイナ保険証＋資格情報のお知らせ

2.資格確認書

- 医療機関等の窓口で提示します。
- 従来の保険証と同様に保険診療を受けられます。
- 今後資格取得される方は、資格取得届の「資格確認書発行要否欄」にチェックを入れていただくか、「資格確認書交付申請書」をご提出いただくことでも発行が可能です。
- 従来の保険証が発行されており、マイナ保険証をお持ちでない方には、令和7年6月から令和7年9月に順次送付します(交付申請は不要)。

3.従来の保険証

- 医療機関等の窓口で提示します。
- お手元にある方は令和7年12月1日まで引き続きお使いいただけます。

用語解説

マイナ保険証

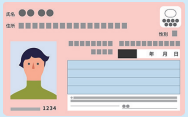

保険証として利用登録したマイナンバーカードのこと。初めてかかる医療機関でも、過去の診療履歴等に基づいたよりよい医療が受けられます※。

※診療情報の提供に同意した場合のみ

資格確認書

従来の保険証と同様に保険診療が受けられるカードのこと。有効期限は最大5年です。
交付申請のほか、船員保険資格取得届等の「資格確認書発行要否欄」にチェックしていただくことで発行が可能です。

資格確認書交付申請書はこちら
（船員保険部ホームページ）

資格情報のお知らせ

船員保険の資格情報が記載されたもので全ての加入者に発行します。
オンライン資格確認等ができない場合に、マイナ保険証と合わせて提示することで保険診療が受けられます。

※資格情報のお知らせのみで保険診療を受けることはできません。

**診療履歴に基づいたよりよい医療が受けられるなど、
便利なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。**

利用登録はこちらから▶
（マイナポータル）

マイナンバーカード、マイナポータル、その他マイナンバー制度に関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178
平日9:30-20:00 土日・祝日9:30-17:30 ※年末年始を除く
※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関することは24時間365日受付

マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書等に関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
0570-015-369
8:30-17:15 ※土日・祝日・年末年始を除く
※日本語のほか、22か国語に対応　※令和8年2月27日(金)まで

航海中の急病・けがに**無線医療助言**をご利用ください！

無線医療助言事業は、海上のすべての船舶に対して、無線による医療助言を24時間365日体制で実施している事業です。
航海中の船舶内において急病人やけが人が発生した際に、船舶内の衛生管理者等からメール・電話・FAXにより寄せられる助言要請に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を行うことにより、船員の健康を守り、船員の生命の安全を図ることを目的としています。下記のメール・電話・FAXのいずれかの方法でご利用ください。
JCHO東京高輪病院およびJCHO横浜保土ケ谷中央病院に委託しており、費用は無料(通信料は有料)です。

JCHO東京高輪病院
E-mail: tokyo@museniryo.jp
TEL: 03-3443-9191
FAX: 03-3440-5368

JCHO横浜保土ケ谷中央病院
E-mail: yokohama@museniryo.jp
TEL: 045-331-1251
FAX: 045-334-0154

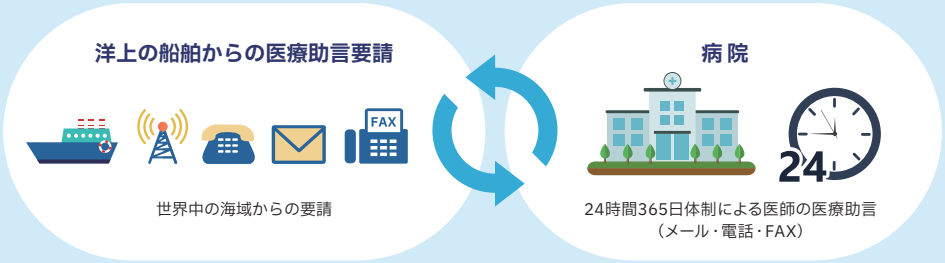

※医師の状況によっては、助言にお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。詳しい利用方法等はこちら▶ (船員保険部ホームページ)

電話健康相談もご利用ください！

24時間365日、看護師等が体調やメンタルヘルスに関するご相談に応じます。電話またはチャットボットから、被保険者とその扶養家族がご利用いただけます。

通話料・相談料 **無料**

0120-018-620

委託先：ティーペック株式会社

チャットボットによるご相談はこちら

お得に泊まってリフレッシュ！

船員保険 保養事業のご案内

旅行代理店の契約宿泊施設

対象の方： 船員保険の加入者
補助額： 1泊3,000円
利用回数： お一人につき年間※4泊まで
※4月から翌年3月まで

ご利用方法：窓口・電話・メールのいずれかでお申込み

※旅行代理店（近畿日本ツーリスト、JTB、日本旅行、HIS）にお申込みください

予約 旅行代理店の窓口またはお電話からの申込みの場合は、船員保険に加入している旨をお伝えください

申請 船員保険部ホームページの利用申込みフォームより申請（郵送での申請も可能）
※旅行日の10日前までにお申込みが必要

受取 船員保険部から利用申込書が届く

精算 利用申込書を旅行代理店へ提示する
精算時のお会計から1泊あたり3,000円OFF！

船員保険保養所等

対象の方： 船員保険の加入者
補助額： 1泊3,000円
利用回数： 何度でも何日でも

ご利用方法：保養所等の窓口で、資格情報のお知らせ等をご提示ください。
社員旅行の場合でも、補助を受けたい方全員分の資格情報のお知らせ等をご提示いただくと同様の補助が受けられます。

※団体での宿泊ご予約情報は
別途、保養所等にお問い合わせください。

利用申込みや保養事業についての詳細は
船員保険部ホームページをご覧ください▶

船員保険　保養事業

船員の健康づくり、
船員の健康づくり宣言から始めませんか？

船員保険部では、船員の健康づくりを進める船舶所有者さまのサポートを目的に、「船員の健康づくり宣言」という取組を行っています。
令和6年度は300社を突破！多くの船舶所有者さまにエントリーいただいております。
「船員の健康づくりを始めたいけれど、何から始めていいのかわからない」「健康づくりの方法を増やしたい！」そんな船舶所有者さまにぜひおすすめです。

エントリー船舶所有者数の推移

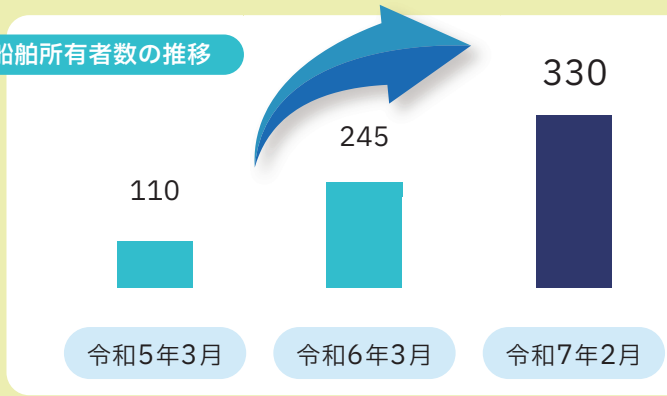

船員の健康づくり宣言には２つのコースがございます！

おすすめ！

アクティブコース

貴社との面談を通して洗い出した健康課題をクリアしながら健康経営優良法人の認定を目指すコース

エントリーや詳細はこちら
（船員保険部ホームページ）

エントリー	初回面談	社内の健康づくりを実施	フォローアップ面談
	専門職が貴社の健康課題に合わせた改善策や支援メニューをご提案		※定期的(数ヵ月ごと)に実施 健康経営優良法人認定に向けたフォローもいたします

健康経営優良法人認定とは？
優良な健康経営（※）を実践する企業を年に一度経済産業省が顕彰する制度です。
中小規模法人部門の申請には、保険者（全国健康保険協会船員保険部等）が実施する健康宣言事業へのエントリーが必須です。
※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

シンプルコース

船員保険部からの情報提供を活用してできることからチャレンジするコース

エントリー	船員保険部から健康づくりに関する情報をご提供	社内の健康づくりを実践	取組の振り返り

エントリーすると、健康課題に合わせた**支援メニュー**を無料でご利用いただけます！ …アクティブコース専用メニュー

健康づくり専門職との面談

保健師・管理栄養士が健康度カルテ※をもとに健康課題と改善策を提案いたします

※船員保険部が保有する健診結果データ等を集計し、船舶所有者毎に健康課題等を見える化したもの

産業医健康面談

健康に不安を感じている船員本人はもちろん、健康づくりの担当者もオンラインで面談できます

出前健康講座

健康課題や、ご希望のテーマに合わせた講座を開催します

船員デンタルケアキット

お口の中の状態を自分で確認できるセルフケアキットをご提供します

健康づくり好事例集や健康情報誌等のご提供

健康づくりの取り組みの好事例や、季節の健康情報などを掲載した冊子などをお送りします

オンライン禁煙プログラム

完全オンラインで、卒煙カウンセラーの禁煙サポートが受けられます

電話健康相談

24時間365日専門スタッフによる健康に関するアドバイスを受けられます

＼ 宣言と一緒に！ ／
健康づくりサポーターへご登録ください

船員保険部から健康づくりに関する情報を確実にお届けし、健康づくりを円滑に推進するため、船舶所有者さまに健康づくりサポーター（健康づくりご担当者）のご登録をお願いしております。
お勤めの方であればどなたでも登録可能です。
ご協力いただける内容に応じて3つのコースからお選びいただけます。

シンプル

- 自社船員に健康情報を提供する等、健康づくりをサポートする。
- 船員保険制度等に関する広報に協力する(船内掲示など)。

おすすめ！

スタンダード

シンプルコースの内容
＋
船員保険の各種申請等、加入者からの相談に協力する。

アクティブ

スタンダードコースの内容
＋
船員保険部からのアンケートに協力する。

右の二次元コードから登録用紙をダウンロードし、
必要事項をご記入の上FAXまたは郵送でご提出ください。
※船員の健康づくり宣言エントリーシートから同時登録も可能です。

（船員保険部ホームページ）

受けなきゃ損?! 生活習慣病予防健診

船員保険に加入している被保険者・被扶養者の方は、**負担0円**で充実した検査項目が受けられる**生活習慣病予防健診**がおすすめです!

POINT 1
充実の検査項目

船員手帳健診の検査項目に加えて、**胃がん・大腸がん**の検査も受けられます!

POINT 2
費用が無料!

船員保険部から健診費用の補助があるため、年度内に1度限り**無料で**健診を受けられます。
※総合健診の場合は負担上限額が4,936円です。

対象年齢

・被保険者 35～74歳の方
・被扶養者 40～74歳の方
※被扶養者の方は、生活習慣病予防健診または特定健診のいずれかを受診できます

生活習慣病予防健診(一般健診)の検査項目

船員手帳健診の検査項目 ＋ ＼乳がん・子宮頸がん検査も無料で追加できます!／ 胃がん・大腸がん検査

申込み方法

1. 受診券を用意

毎年3月下旬に翌年度の受診券をお送りしています。
健診の予約をする際などに紛失や未着などでお手元にない場合は、下記一般財団法人船員保険会ホームページから再発行手続きが可能です。

2. 健診機関へ申込む

受診券に同封している健診パンフレットで健診機関をご確認の上、希望の健診機関へお申込みください。

3. 受診する

以下のものを持参して受診してください。

・受診券
・従来の保険証、マイナ保険証(資格情報のお知らせと合わせて提示でも可)、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面のいずれか
・採便容器等
・船員保険生活習慣病予防健診結果通知票
・健診費用(追加費用が発生する場合)
・船員手帳(健康証明の記載を希望する場合)

お問い合わせ 一般財団法人 船員保険会
03-6722-0448
https://www.sempos.or.jp/
(船員保険会ホームページ)

40歳以上の船員の皆さま！
船員手帳健康証明書の写しをご提供ください

船員保険部では、船員の皆さまの健康づくりをサポートするため、船員手帳健康証明書の写しのご提供をお願いしています。

対象　40～74歳で生活習慣病予防健診(P.5)を受けていない方

提供箇所　令和7年度の健診の結果等が記載されている、船員手帳の第十四表・第十五表・第十六表の写し

①第十四表

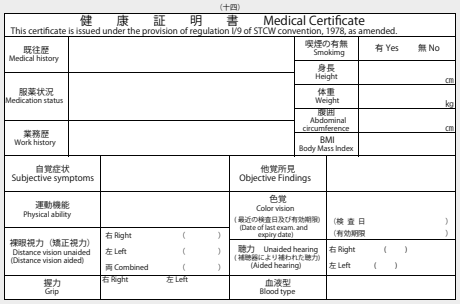

（十四）

健　康　証　明　書　Medical Certificate

This certificate is issued under the provision of regulation I/9 of STCW convention, 1978, as amended.

既往歴 Medical history		喫煙の有無 Smoking	有 Yes　無 No
服薬状況 Medication status		身長 Height	cm
業務歴 Work history		体重 Weight	kg
		腹囲 Abdominal circumference	cm
		BMI Body Mass Index	

自覚症状 Subjective symptoms		他覚所見 Objective Findings	
運動機能 Physical ability		色覚 Color vision（最近の検査日及び有効期限）(Date of last exam. and expiry date)	（検査日　　）（有効期限　　）
裸眼視力（矯正視力）Distance vision unaided (Distance vision aided)	右 Right（　） 左 Left（　） 両 Combined（　）	聴力 Unaided hearing（補聴器により補われた聴力）(Aided hearing)	右 Right（　） 左 Left（　）
握力 Grip	右 Right　左 Left	血液型 Blood type	

②第十五表

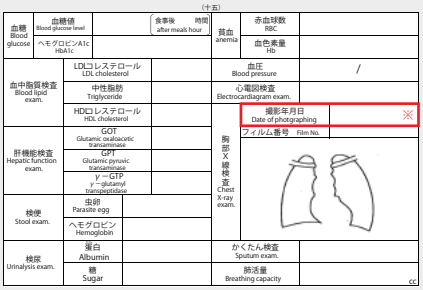

（十五）

血糖 Blood glucose	血糖値 Blood glucose level	食事後 時間 after meals hour	貧血 anemia	赤血球数 RBC	
	ヘモグロビンA1c HbA1c			血色素量 Hb	
血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol		血圧 Blood pressure	/	
	中性脂肪 Triglyceride		心電図検査 Electrocardiogram exam.		
	HDLコレステロール HDL cholesterol		胸部X線検査 Chest X-ray exam.	撮影年月日 Date of photographing	※
肝機能検査 Hepatic function exam.	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase			フィルム番号 Film No.	
	GPT Glutamic pyruvic transaminase				
	γ－GTP γ－glutamyl transpeptidase				
検便 Stool exam.	虫卵 Parasite egg				
	ヘモグロビン Hemoglobin				
検尿 Urinalysis exam.	蛋白 Albumin		かくたん検査 Sputum exam.		
	糖 Sugar		肺活量 Breathing capacity		cc

※胸部X線検査の撮影年月日が令和7(2025)年4月1日以降のもの

③第十六表

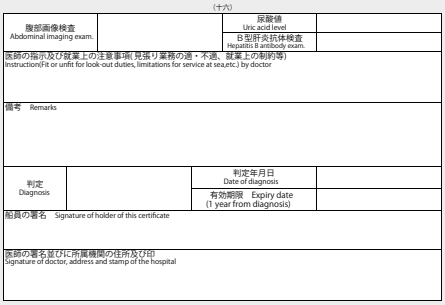

（十六）

腹部画像検査 Abdominal imaging exam.		尿酸値 Uric acid level	
		B型肝炎抗体検査 Hepatitis B antibody exam.	
医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適・不適、就業上の制約等) Instruction(Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea,etc.) by doctor			
備考 Remarks			
判定 Diagnosis		判定年月日 Date of diagnosis	
		有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)	
船員の署名 Signature of holder of this certificate			
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital			

提供すると…

1.保健師などの専門職による生活習慣改善のための特定保健指導(P.7)が利用できます
2.健診結果に応じたオーダーメイドの健康情報の提供が受けられます
3.健康情報満載の「船員保険健康アプリ」が利用できます

船員保険法第 111 条第２項・第３項により船員保険部は健康診断に関する記録の写しの提供を求めることができ、船舶所有者は求めに応じなければならないとされています。

提供先・お問い合わせ先

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
全国健康保険協会 船員保険部 船員保険管理グループ
03-6862-3060（土日祝・年末年始除く8:30～17:15）

特定保健指導は健康を見直すチャンス！

特定保健指導とは？

40歳～74歳の被保険者・被扶養者の方のうち健診結果や生活習慣の問診等から、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方に対しておこなうサポートです。

対象になる方

腹囲	男性 85cm 以上 女性 90cm 以上

または

BMI	25 以上

さらに以下の追加リスクが一つでもあれば特定保健指導対象者に該当します。

血圧　血糖　脂質

どんなサポートが受けられるの？

保健師などの健康に関する専門家から、自分の生活習慣にあった無理のないアドバイスを受けることができます。

STEP1
目標と行動計画の設定

初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、生活習慣の改善に向けた取組について、具体的な行動計画を専門家と一緒に考えましょう

初回面談は健診当日やオンラインでのご利用も可能です

STEP2
取組にチャレンジ

行動計画の実践

STEP1で考えた運動や食事、飲酒等の生活習慣を改善する取組を実践しましょう

取組にチャレンジ中、保健師または管理栄養士が応援します

STEP3
ゴール！

目標達成度のチェック

腹囲や体重の減少など、目標を達成できたか確認します

チャレンジ終了後の取組のアドバイスを専門家から受けられます

特定保健指導を受けるまでの流れは？

契約健診機関で受ける場合 → 健診機関に電話予約 → 予約日に来院してください

インターネットからのお申込み・その他詳細は下記までお問い合わせください。

船員保険情報センター
〒105-0023 東京都港区芝浦１丁目 11-4　03-6722-0448（土日祝・年末年始を除く 9:00 ～ 17:00）

（船員保険情報センターホームページ）

退職後の健康保険の加入について

退職により船員保険の資格を喪失した場合、新たな健康保険の選択肢として以下の3種類があります。

1.国民健康保険

お住まいの市区町村役場にお問い合わせください

2.船員保険の疾病任意継続

3.ご家族の被扶養者

ご家族のお勤め先にお問い合わせください

手続き先	全国健康保険協会 船員保険部
加入条件	①退職日までに、**継続して2カ月以上**の被保険者期間があること。 ②退職日の翌日（資格喪失日）から**20日以内**に資格取得申出書が船員保険部に届くよう申請すること。
保険料	全額個人負担となり、退職前の保険料月額の約2倍が目安となります。 （保険料月額には上限があります） ※疾病任意継続の保険料のお支払いについて、納付書に記載された納付期限までに保険料を納付できなかった場合は、資格が喪失しますのでご注意ください。

扶養認定の際の添付書類について

○満16歳以上の方を扶養に入れる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・収入を確認できる書類（学生であっても必要です）

○被保険者と別居している場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・仕送りが確認できる書類（学生の場合は不要です）

○疾病任意継続に加入の際に初めて扶養に入れる方がいる場合・・・・被保険者との続柄を確認できる書類※
（住民票または戸籍謄（抄）本）

※在職時に被扶養者だった方が引き続き疾病任意継続に加入される場合は不要

疾病任意継続の手続等の詳細や、保険料・その他注意事項についてはホームページをご確認ください。

（船員保険部ホームページ）

船舶所有者の皆さまへ

従来の保険証や資格確認書が使用できるのは退職日までです

退職後に従来の保険証や資格確認書を返却する際は、「被保険者資格喪失届」に添付して管轄の年金事務所にご提出ください。

※被扶養者がいる場合は被扶養者分もご返却ください。
※70歳～74歳の方については、高齢受給者証もご返却ください。
※退職以外で従来の保険証や資格確認書が不要になった場合は、船員保険部へ直接ご返却ください。
※従来の保険証は、退職していなくても令和7年12月2日以降使用できません。

退職日の翌日以降に誤って従来の保険証や資格確認書を使用してしまうと、
医療費(総医療費の7割～8割)をお返しいただくことになりますのでご注意ください

船員保険の給付金

職務外で病気やけがをしたとき

給付の種類	こんなとき	給付額
療養費（立替払）	医療機関等の窓口で資格確認ができず、医療費を全額自己負担したとき	かかった費用の7割 ※小学校入学前の方、70歳以上で所得区分が一般の方・低所得の方は8割
療養費（治療用装具）	治療用装具を作成したとき	
傷病手当金	病気やけがの療養のため仕事を休み、給与が受けられないとき	1日当たりの支給額＝（支給開始日以前の連続した12か月間の標準報酬月額を平均した額）÷30日×（2/3）
出産手当金	出産のため仕事を休み、給与が受けられないとき	
出産育児一時金	出産したとき	**●妊娠85日以後の出産** 1児につき500,000円 **●妊娠22週未満または産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産した場合** 488,000円
葬祭料	亡くなったとき	被保険者・被扶養者ともに50,000円
葬祭料付加金		**●被保険者** 被保険者が死亡したときの標準報酬月額の2か月分から50,000円を差し引いた額 ※亡くなられた被保険者により生計を維持されていた方がいない場合には、実際に葬祭をした方に対して標準報酬月額2か月分の範囲内で葬祭に要した費用に相当する額から50,000円を差し引いた額 **●被扶養者** 被扶養者が死亡したときの被保険者の標準報酬月額の1.4か月分から50,000円を差し引いた額
下船後の療養補償	乗船中にはじめて病気やけがをしたとき	下船日から3か月目の末日までは、保険診療分の自己負担なし ただし、以下の場合は療養補償の対象外です。 ①仕事が原因で発生した病気やけが ②乗船前から医療機関で治療を行っている病気やけが ③虫歯や歯周病（1年以上操業・航海している船舶《遠洋マグロ漁船等》に乗る長期乗船者は除く）

「下船後の療養補償」の対象と認められなかった場合は、本来ご負担いただくべき自己負担相当額を返納していただくことになりますのでご了承ください

給付の種類	こんなとき	給付額
高額療養費	医療費の支払いが高額になったとき	自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

70歳未満の同一月内の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額計算式(※1)	多数該当(※2)
ア.標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ.標準報酬月額53～79万円	167,400円+(総医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ.標準報酬月額28～50万円	80,100円+(総医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ.標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
オ.低所得者(※3) 被保険者が市区町村民税の非課税者	35,400円	24,600円

70歳以上の同一月内の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額計算式(※1) 個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)
現役並み所得者Ⅲ (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(総医療費－842,000円)×1% 【多数該当 140,100円】	
現役並み所得者Ⅱ (標準報酬月額53～79万円)	167,400円+(総医療費－558,000円)×1% 【多数該当 93,000円】	
現役並み所得者Ⅰ (標準報酬月額28～50万円)	80,100円+(総医療費－267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】	
一般 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円 【年間上限 144,000円】	57,600円 【多数該当 44,400円】
低所得者Ⅱ (被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (被保険者と扶養家族すべての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得が無い場合)		15,000円

※現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税であっても現役並み所得者となります

※1
総医療費とは、保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2
診療を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4か月目から「多数該当」となり、自己負担額がさらに軽減されます。

※3
「区分ア」または「区分イ」に該当する場合は、市区町村民税が非課税であっても、自己負担限度額は標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」になります。

マイナ保険証(または資格確認書、従来の保険証)を医療機関の窓口で提示して、医療機関への情報提供に同意すると、精算時に窓口負担額が自己負担限度額までに軽減されます。

最新の情報はこちらから
ご確認ください▼
(船員保険部ホームページ)

※左表は令和7年4月1日時点の情報です

職務上で病気やけがをしたとき

給付の種類	こんなとき	給付額
休業手当金	職務上の事由による病気やけがの療養のために仕事を休み、給与が受けられないとき	①休業1日目から3日目(労災保険給付の待期期間)…標準報酬日額の全額 ②休業4日目から4か月以内…標準報酬日額の4割から労災保険法の休業特別支給金の額を引いた額 ③療養開始1年6か月経過後で、船員保険の標準報酬日額が労災保険法で定める最高限度額を上回る場合(労災保険法の給付基礎日額が最高限度額を超える場合に限る)…標準報酬日額から労災保険法に定める最高限度額を引いた額の6割
休業特別支給金	労災保険から休業(補償)給付を受け、その給付基礎日額が一定の水準を下回るとき	休業期間によって支給額が変動します 詳しくはこちら(船員保険部ホームページ)▶
行方不明手当金	乗船中、職務上の事由により行方不明になり1か月以上経過したとき	1日につき、標準報酬日額相当額 (行方不明になった日の翌日から3か月を限度)
その他年金等	**●職務上の事由による傷病で障害が残ったとき** 障害年金、障害手当金、障害差額一時金 など **●職務上の事由で死亡し、遺族がいるとき** 遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金 など	職務上年金についてはホームページをご確認ください 詳しくはこちら(船員保険部ホームページ)▶

各種お問い合わせ・申請書送付先一覧

全国健康保険協会船員保険部

船員保険部への申請・届出は
下記まで郵送いただくようお願いします

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング14階
全国健康保険協会船員保険部

申請書は船員保険部ホームページから
ダウンロードできます▼

資格確認書等(再)交付

船員保険資格確認書交付申請書
船員保険資格情報のお知らせ交付申請書
船員保険高齢受給者証再交付申請書

出産育児休業

船員保険出産手当金支給申請書
船員保険出産育児一時金支給申請書
出産費貸付金貸付申込書

病気・けが(職務外)

船員保険療養費支給申請書
船員保険傷病手当金支給申請書
船員保険高額療養費支給申請書
高額医療費貸付金貸付申込書
船員保険療養補償証明書(下船後の療養補償)
船員保険限度額適用認定申請書
第三者行為による傷病届など

退職・死亡等

疾病任意継続被保険者資格取得申出書
疾病任意継続被保険者資格喪失申出書
疾病任意継続被保険者被扶養者(異動)届
船員保険葬祭料(費)支給申請書など

病気・けが(職務上)

船員保険休業手当金支給申請書
船員保険行方不明手当金支給申請書
障害年金・遺族年金など

仕事が原因の病気やけがで、船員保険へ保険給付を申請する場合は、労働基準監督署に提出した請求書とその添付書類の写しを船員保険部にご提出ください。(場合によっては、他に添付書類が必要となる場合があります)

地方運輸局

求職

雇用保険に関すること
離職後、船員の求人を探す場合の失業給付など

年金事務所

船舶所有者に関するもの

船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届
船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名(名称)住所(所在地)変更届
船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届など

船員の採用

船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
船員保険被扶養者(異動)届
船員保険(職務外疾病部門)適用除外該当・非該当届など

給与・賞与

船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更(基準日)届
船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
船員保険・厚生年金保険賞与不支給報告書など

資格確認書等(再)交付

船員保険被扶養者(異動)届
船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更・訂正届
船員保険・厚生年金保険被保険者住所変更届など

氏名・住所変更

※被保険者の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用し、船員保険部に情報提供を行うため、被保険者の氏名変更・住所変更の届出は原則不要です。被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われないため、引き続き届書の提出が必要になります。

出産育児休業

船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書
船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届
船員保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書
船員保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届など

退職・死亡等

船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届など

都道府県労働局

病気・けが(職務外)

労働保険料の届出 納付に関すること

労働基準監督署

病気・けが(職務上)

労災保険の届出に関すること
職務上疾病・年金(労災保険の給付)に関すること
平成22年1月1日以降に発生した職務上の病気やけがの補償など

公共職業安定所

求職

雇用保険に関すること
離職後、船員以外の求人を探す場合の失業給付、教育訓練給付、雇用継続給付(育児休業給付、介護休業給付)など